

# コープ牟礼・西松屋牟礼店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年1月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成19年9月11日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
コープ牟礼・西松屋牟礼店 高松市牟礼町牟礼994番ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
コープ牟礼の開店時刻及び同駐車場の利用可能時刻が通勤通学時間帯と重なるので、それらに配慮した交通安全対策、交通渋滞の解消に万全を期すこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市商工労政課
縦覧期間	平成20年1月29日（火曜日）から同年2月29日（金曜日）まで